

県工事成績考査結果公表要領

(目的)

第1 この要領は、県工事成績調書作成要領（以下「作成要領」という。）第13の規定に基づき考査結果の公表に必要な事項を定めるものとする。

(閲覧方式による公表)

第2 考査結果の公表は、作成要領別記様式評定点採点表（以下「採点表」という。）の写しによるものとし、その方法は次のとおりとする。

- (1) 本庁各課（室）発注に係る工事については、検査課において閲覧方式により行うものとする。
- (2) 地方公所発注に係る工事については、当該地方公所において閲覧方式により行うものとする。

(公表日及び期間)

第3 公表は、原則として受注者へ工事成績考査結果通知書の送付後（説明請求の申し立てがあった場合は確定後）1か月以内に行うものとする。

2 公表期間は、原則として公表日から翌年度末までとする。

(公表一覧表の作成)

第4 検査課長及び各地方公所長は、それぞれ県工事成績考査結果公表一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、採点表の写しと合わせて閲覧に供するものとする。

2 本庁各課（室）長は、工事成績考査結果通知書の送付後（説明請求の申し立てがあった場合は確定後）速やかに採点表の写しを検査課へ提出するものとする。

(考査結果の複写)

第5 閲覧者が考査結果（一覧表及び採点表）の複写を希望する場合は、本庁発注工事については県政情報センターにおいて、地方公所発注工事については各県政情報コーナーにおいて写しを認めるものとする。当該写しの交付に要する費用については、行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用の例による。

(ホームページによる公表)

第6 検査課長は、工事を受注した企業の工事成績考査結果の平均点について、検査課のホームページで公表するものとする。

附則

この要領は、平成18年4月14日から施行する。

